

# オンライン研修（はじめての保税）



## 説明内容

- 1.保税とは
- 2.保税制度の意義・目的
- 3.輸出入通関の流れの中の保税
- 4.保税制度
- 5.保税地域の種類と役割
- 6.保税地域管理のしくみやルール等

主催：公益財団法人 日本関税協会 門司支部 保税部会



# 自己紹介



龍尾幸広

保稅アドバイザー。苗字は りゅうお と読みます。  
元税関職員として保稅の現場を隅々まで知り尽くした  
經驗を踏まえ、保稅許可申請、保稅管理などのアドバ  
イスを行っています。

## 【経歴】

1981年	東京税関	採用
2003-06年	NACCS	東京事務所長
2006-09年	東京税関	通関業監督官
2010-12年	//	前橋出張所長
2012-14年	//	保稅地域監督官（保稅許可）
2014-17年	//	大井出張所統括監視官（保稅総括）
2019年	東京税関	退職
現在	保稅アドバイザー（在福岡県）	



これは  
「龍」ドラゴン

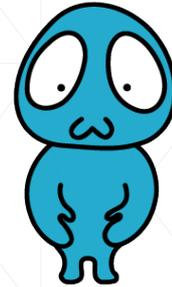


# 本日のお話

テーマ「はじめての保税」で基本のみ、なので、必ずしも正確な説明ではありません。

## 第1部 はじめての保税

- そもそも保税とは？
- もしも保税がなかったら
- 保税制度の目的



保税地域がどんな役割を果たしているか？

## 第2部 知っておきたい保税のこと

- 保税地域の種類と役割
- 保税地域管理のしくみ
- 知っておきたい保税



荷主さんに知ってほしい保税のこととは？

# そもそも「保税」とは？

関税法：「保税」の定義がない

関税法第2条（定義）



広辞苑：関税の賦課が保留されている状態

一面的な意味に過ぎない・・・



「保税」の字面以上に幅広い内容の保税制度

**保税の意味ではなく、  
保税制度を理解しましょう**

## 保税制度の意義は

税関手続きが必要な貨物を  
置く場所等に一定の制限を設け、  
税関の監督下に置くこと

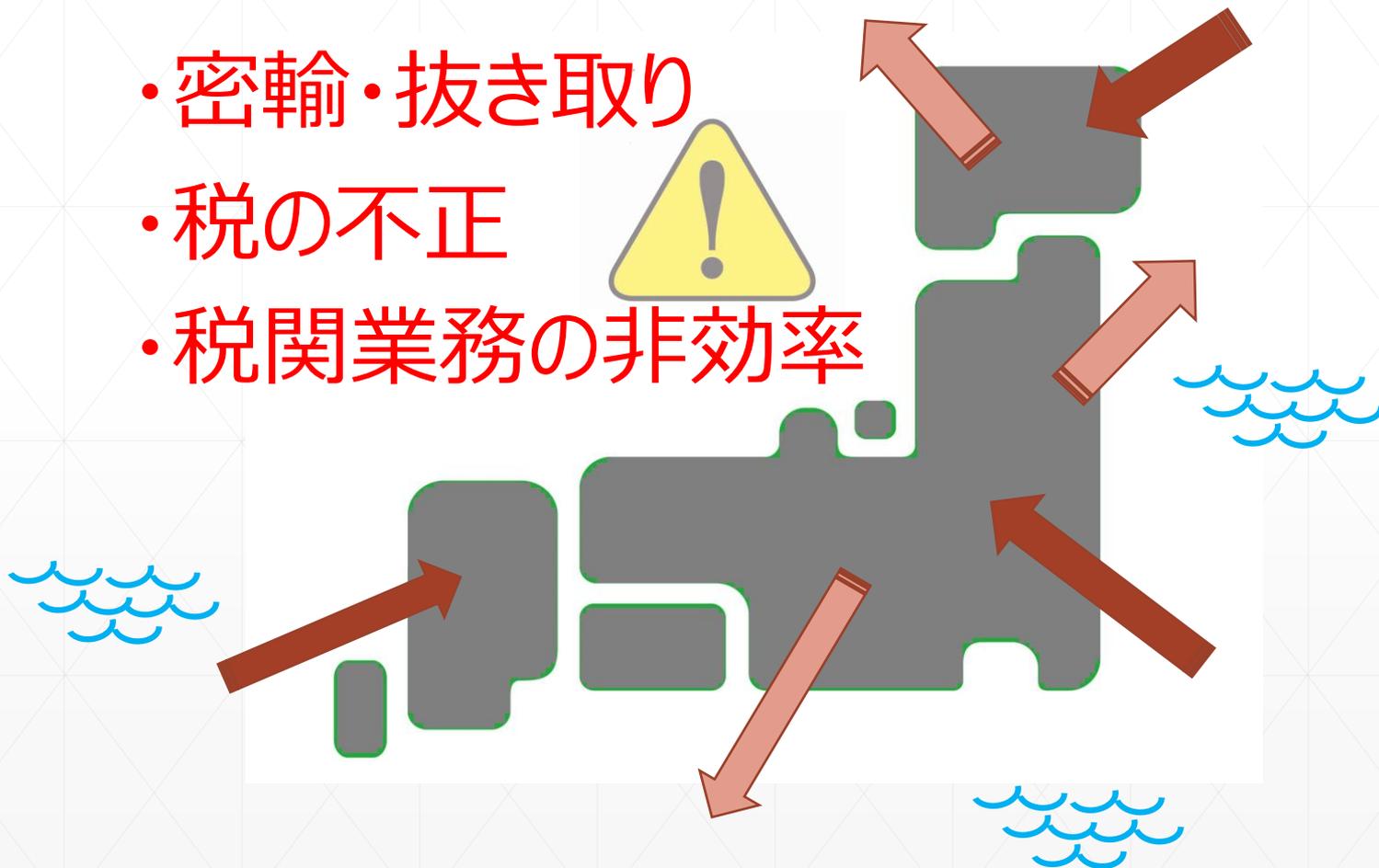


# もしも保税がなかったら？

## どこでも輸出入

貨物をどこに置いても輸出入できるとしたら、税関チェックではこんな問題が

- ・密輸・抜き取り
- ・税の不正
- ・税関業務の非効率



税関手続きが必要な貨物を  
税関の監督下の場所に置くことで

- 不正の防止

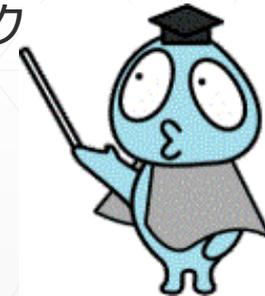
密輸、テロ、知的財産、他法令などチェック

- 正しい徴税

市場の安定、経済調整などの確保

- 貿易取引の利便

時期をみて輸入、加工貿易、国際展示などが可能に



# 保税制度の目的： 対象貨物

税関手続きが必要な貨物を  
税関の監督下の場所に置くことで



## ・外国貨物

輸入許可前の貨物と輸出許可済みの貨物

輸入のための税関チェック、 輸出許可後の保全



## ・輸出許可を受ける貨物

輸出許可前の貨物

輸出のための税関チェック

# 保税制度の目的： 輸出入通関の流れ（通関の基本）

## ここがポイント

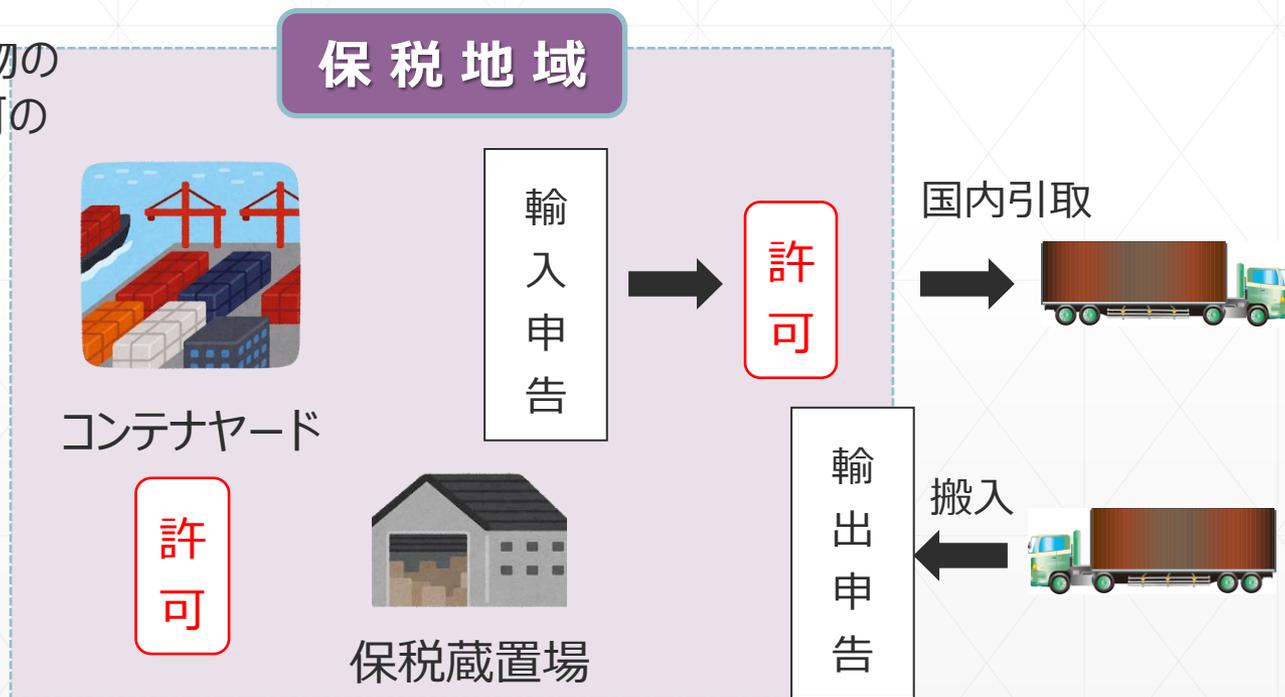
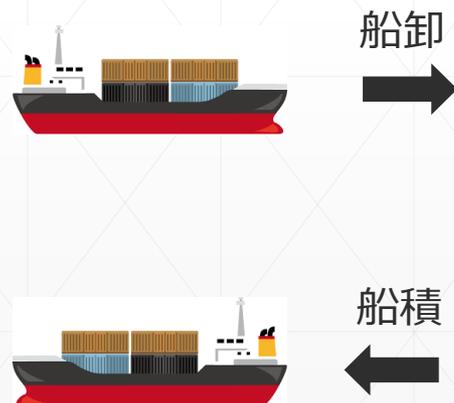


◆ 貨物を輸出・輸入するときは、税関長に申告し、税関長の許可を受けなければいけません。

また、輸出・輸入の申告は、原則として貨物を保税地域に入れた後に行う必要があります。

※ 輸出申告は保税地域に入れる前でも可能です。

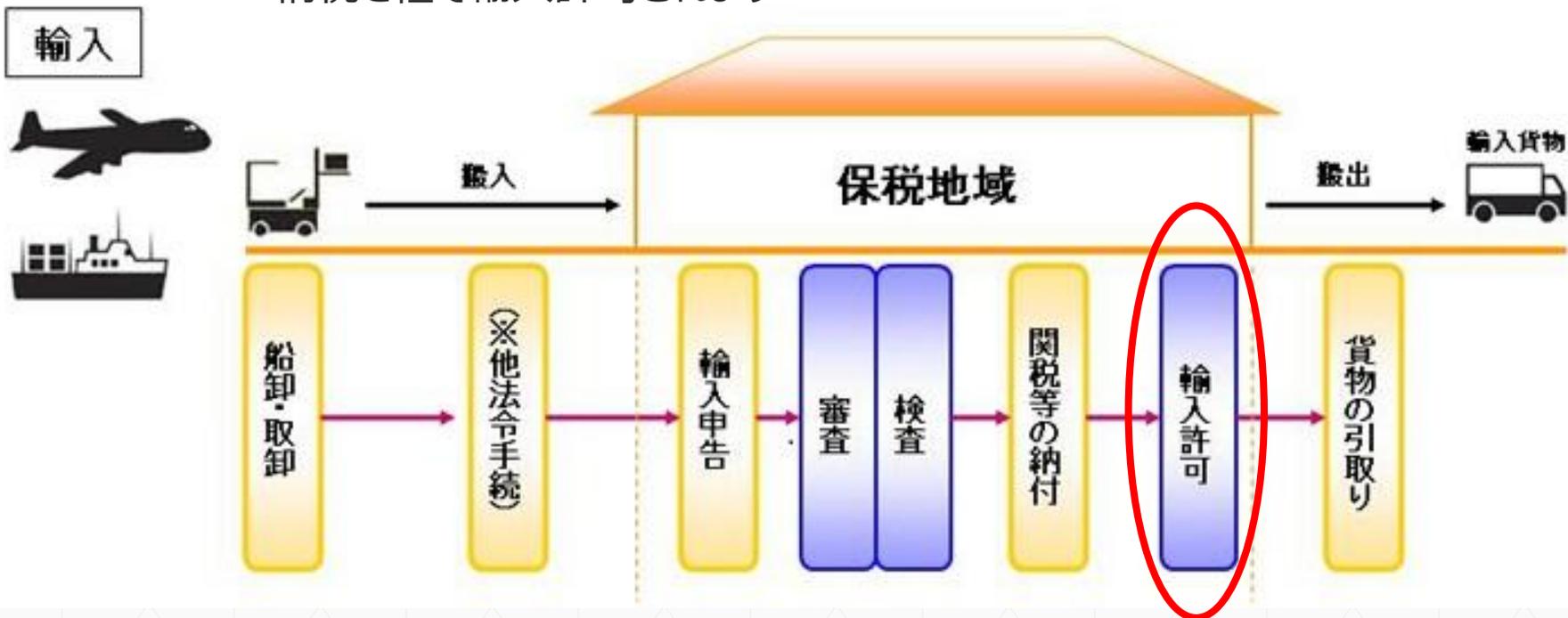
保税地域は、輸出入貨物の税関チェックと輸出入許可のための場所といえます



(注) イメージを示すために簡略化して記述してあります（正確な記述ではありません）。

# 保税制度の目的： 輸出入通関の流れ（輸入の場合）

輸入貨物は、保税地域に入れた後に輸入申告し、税関チェック、必要な納税を経て輸入許可されます



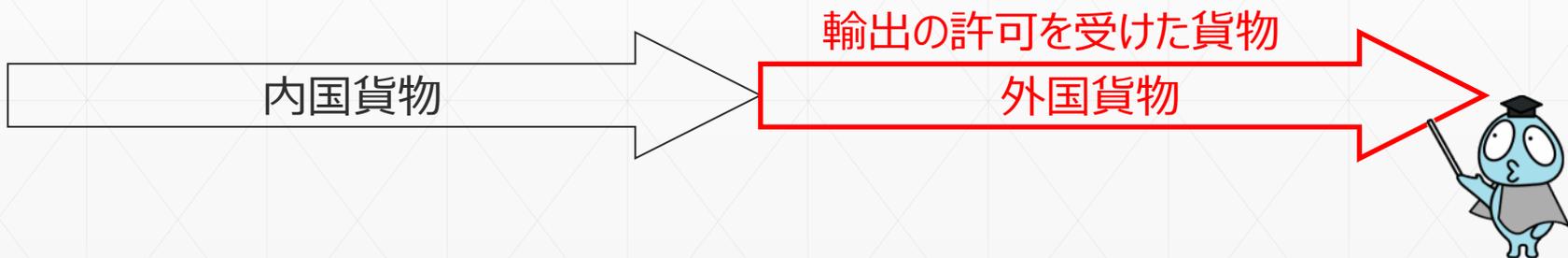
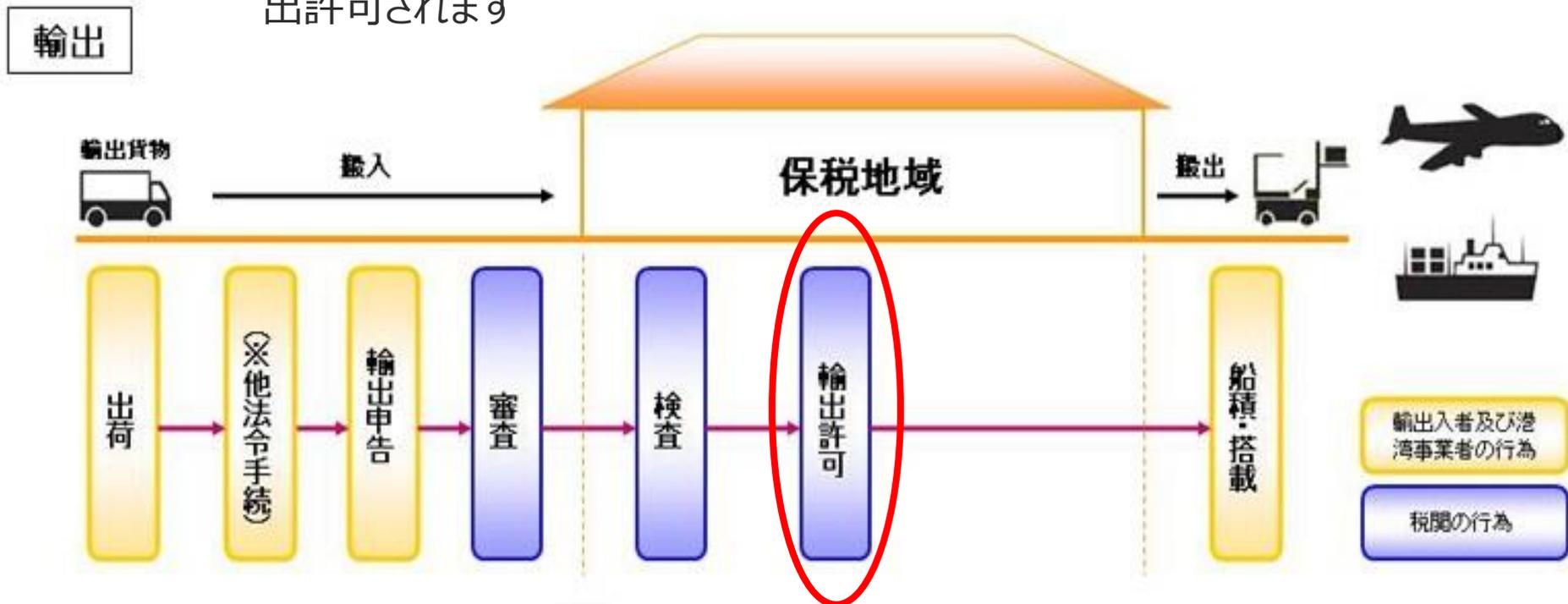
輸入の許可を受けていない貨物  
外国貨物

内国貨物

(注) イメージを示すために簡略化して記述してあります（正確な記述ではありません）。

# 保税制度の目的： 輸出入通関の流れ（輸出の場合）

輸出では、輸出許可前の内国貨物のうちに税関のチェックを受けて、輸出許可されます

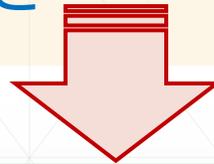


(注) イメージを示すために簡略化して記述してあります（正確な記述ではありません）。

# 保税制度の目的

## 保税制度の意義とは

税関手続きが必要な貨物を置く場所等に一定の制限を設け、税関の監督下に置くことにより、税関の使命を果たすこと



正しい徴税

不正防止

貿易取引の  
利便

**税関の3つの使命の実現**  
「適正かつ公平な関税等の徴収」  
「安全・安心な社会の実現」  
「貿易の円滑化」



# 保税制度の目的： 保税制度は3つ

今日の話はここ



## 保税地域制度

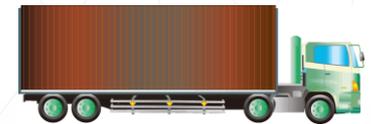
税関監督下に置くための場所や役割



O L Tとも (Over Land Transport)

## 保税運送制度

保税地域間などを外国貨物のまま運送



貨物蔵置期間に影響大

## 収容・公売制度

保税地域の利用の妨げになる貨物に対応



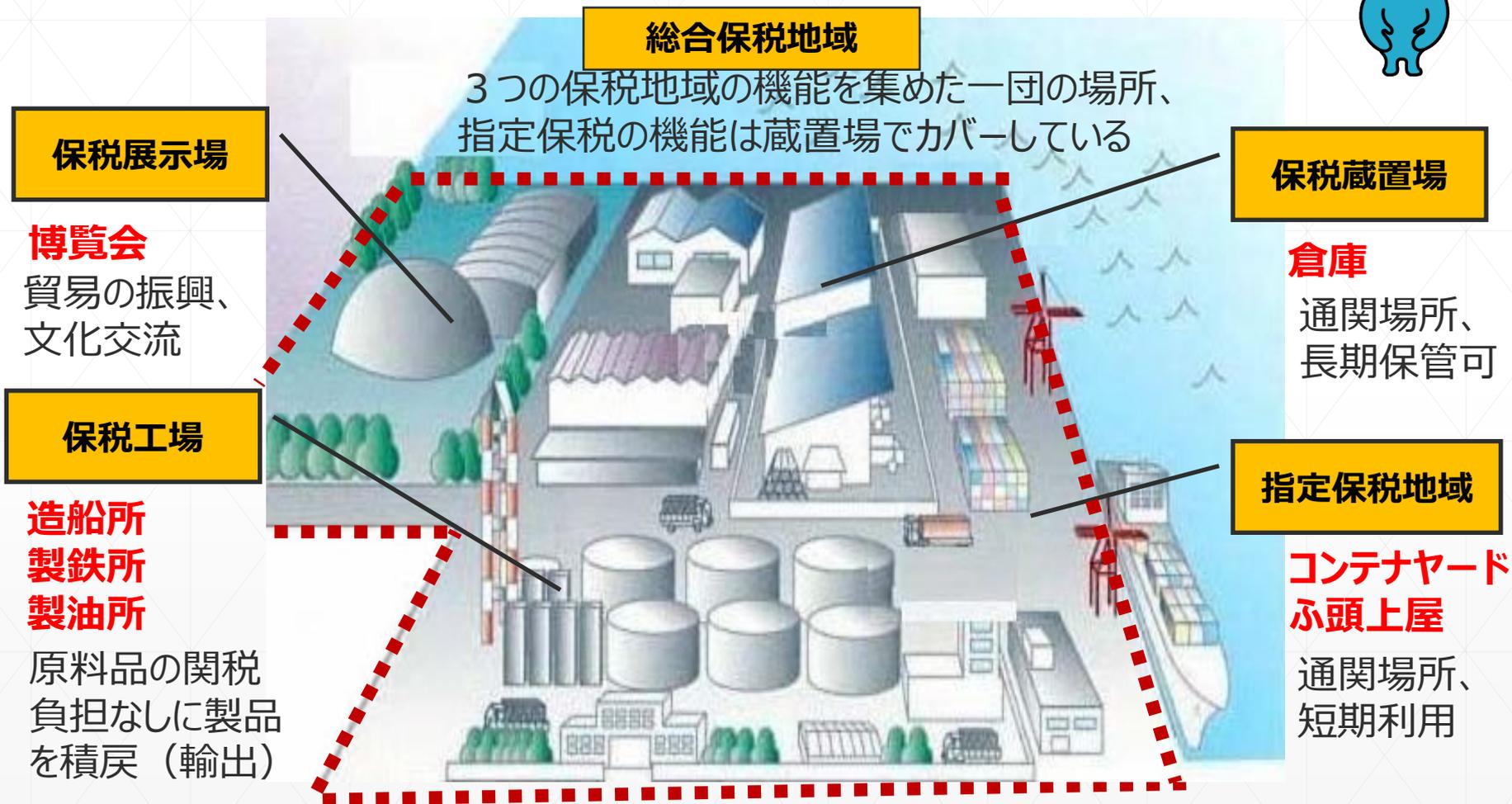
# ブレイクタイム



# 保税地域の種類と役割（イメージ）



**保税蔵置場 + 保税工場 + 保税展示場 = 総合保税地域**



# 保税地域管理のしくみ

法令違反にはペナルティー

保税地域のルール

保税台帳

届出・報告

書類保管

現場の貨物管理

搬出入

保管

取扱い

**倉主の  
自主管理**

問題発生時には税関に報告



保税検査で確認

**税関は  
事後チェック**

# 知っておきたい保税： 保税地域のルールいろいろ（１）

保税管理貨物は保税地域のエリア外には置けない

場所

貨物は保税エリアに



指定保税地域 1 月、蔵置場 3 月～手続きで 2 年間、延長可

期間

1 月～2 年..

記載事項は法令に定め、ミス防止のために要注意

記帳

保税台帳

# 知っておきたい保税： 保税地域のルールいろいろ（２）

外国貨物の処理には税関手続きが必要なケースも多い

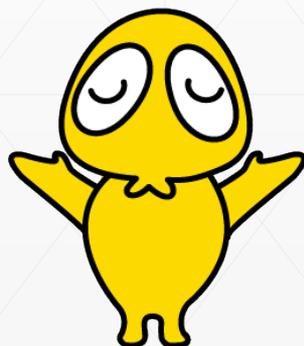
手続

見本持出許可など

倉主には関税納付義務が生じる場合も

納税

紛失時の関税納付



# 知っておきたい保税： 保税倉主の立場

保税地域は荷主にとっては貨物寄託先だが、税関行政の一端を担う税関のパートナーとしての立場も



**税関行政**

国民・市場・国際

必要な規制等

税関の3つの使命の実現



# 知っておきたい保税： 荷主が覚えておきたいこと

商品確認、ラベル貼りなども 作業確認と記帳が必要

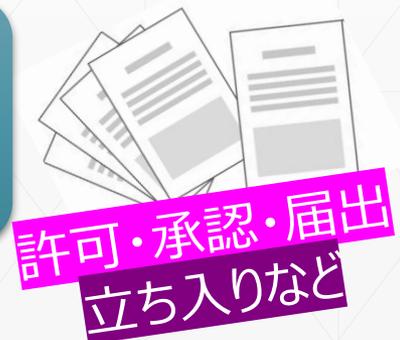
保税貨物には規制がある

特に注意!!  
無許可での持ち出しや貨物取り扱い

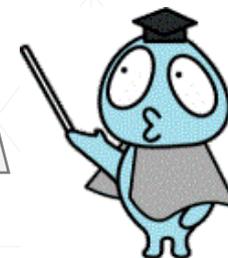
ここがポイント



倉主の確認を受ける



## 保税のペナルティー 搬入停止・許可取消



保管中の貨物の  
輸出入や搬出はできる

新たな搬入はできない

搬入停止期間中は別の保税地域を確保する必要有

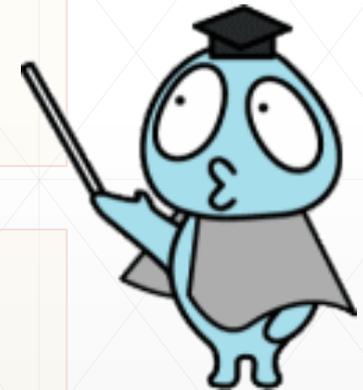


## 保税制度

税関手続きが必要な貨物を  
税関の監督下に

様々な規制があり

倉主が自主管理している



ありがとうございました

ご清聴  
ありがとうございました

